平成 24 年度第 2 回統計委員会議事概要

日時: 平成 25 年 3 月 11 日(月)10:00~12:00

場所:兵庫県民会館 12階 1202会議室

開会

・ 委員総数5名中、4名出席ですので、統計委員会規則第6条第2項の規定により委員会が成立していることを報告いたします。

議題 1 県基幹統計調査の指定及び匿名データの作成等について

(橋本委員)

- ・ 「健康食生活実態調査」については H26 年度以降に先送り、「住生活総合調査の拡大調査」 については休止とのことだが、県財政当局はどういう理由でそう判断したのか。これらは 5 年周期の調査であり、本来であれば H25 年度に実施される予定であったと思われるが。
- ・ 統計調査のスパン (上記の 2 調査であれば 5 年) が変化すると、ユーザーにも不利益が生じるのではないか。

(事務局)

- ・ 財政当局は、統計予算の中身が具体的に県の施策に反映できるのかを、費用対効果等を踏まえて査定する。特に「住生活総合調査の拡大調査」の方は、ベースとなる調査を国が実施するので、県では国のデータなども利用できると判断されたのではないか。
- ・ 厳しい財政状況の中で、やむを得ず中止に追い込まれてしまったのだろうが、統計課としては周期調査の重要性を浸透させるような努力をしていきたいと考えている。

(橋本委員)

統計委員として、責任の一端を感じているところであるが、統計の有益な活用等の周知・ 浸透に関して一歩踏み出すことに時間をかけてはいけないと考える。

(宇南山委員)

政策当局へアピールするにはどのようにすればよいか。

(事務局)

主に3つの方法があると考えている。

1つめは、統計自体の露出が少ないので、積極的にマスコミ等でのPRに努めていくこと。 2つめは、県民向けの新しい分析事例を出していくこと。行政、研究者、一般県民のそれ ぞれに、あるいは全体に向けて「こんなことにも利用できますよ」といったことをアピール していく。

3つめは、様々な主体が共同で新しい分析ツールや研究テーマを作り出すことである。それにより統計データの活用事例が増えるとともに、データが生きてくる。参考資料「政策立案等への統計活用について」にまとめているように、行政の視点だけではなく、大学教員との共同研究等を通じて多角的な視点から新しい活用方策を模索し、政策当局にアピールすることが重要だと考える。

・ 統計委員会規則では、「県統計調査の実施及び結果の利用に関すること」も所掌事務である と規定されている。ぜひ委員の皆さんのお知恵も貸していただきたい。

(桜間委員)

・ 神戸新聞では定期的に県推計人口を掲載するなど、統計情報のPRに努めている。ちなみ

に 25 年度の県統計調査の実施にあたり、財政当局へ要求したものの認められなかった統計調査はどの程度あるのか。また、その要求は統計課で行うのか、それとも所管課が行うのか。

(事務局)

- 認められなかった要求がどの程度あるかは把握していない。要求自体は所管課が行う。
- ・ 県土整備部のある課が、国の統計の追加調査を県単で行いたいと相談に来た。財政当局を 納得させなければ事業実施及び予算化は認められないため、その追加調査にどういうメリッ トがあり、国の調査だけのデメリットについてアドバイスしたが、残念ながら追加調査のメ リットについて理解が得られず、前へ進まなかった。統計データの有益な利活用事例が県民 の目に触れ、世の中に浸透していくようマスコミ関係者や先生方にも支援をお願いしたい。

(橋本委員)

・ 統計調査に実際に協力していただくのは一般の方々であり、その層にいかにPRしていく かが重要であるが、現状ではそこまでの賛同は得られていないと感じる。「統計は必要なもの だ」、「役に立つのだ」という意識改革に向けて行動していかねばならない。

議題2 県統計調査の調査票情報の二次的提供に向けた取組について

(宇南山委員)

・ 労政福祉課へのミクロデータ提供申請を実際に行う際は、資料3のような内容で申請するのか。国における統計法第33条に基づく調査票情報の提供に係る申請では、より詳細なものが求められるが。

(事務局)

- ・ 試行的かつ県内部での手続きであるので、国と同レベルにまではならないと考えている。 (塩出委員長)
 - ・ この試行的取組はいつから始めるのか。

(事務局)

今年度中に開始する予定。

(橋本委員)

- この試行的取組がうまくいけば、周知・PRをしていくのか。
- 申請者の資格等を規定する内規などは作成する予定か。

(事務局)

- ・ 県の各所属の統計担当者向けに広報を行っていくことを考えている。
- ・ 申請者の資格等を定めた内規については、「調査票情報の二次利用に関する事務処理要領」 が既にあり、これに基づいた手続きを進めていくことになる。
- ・ 統計調査条例も含め、国に準じた各種規程を整備しているが、まだ実態が伴っていない。 このため、まずは県の内部で行う調査票情報の二次利用についてモデル的に試行し、その経 験とノウハウを踏まえ、県外部からの調査票情報に対する提供依頼があった場合でも同様に 対応していくことは可能なのだと庁内の各課室にPRと意識啓発をしていければと考えてい る。

議題3 平成24年経済センサス-活動調査の速報集計結果について

(宇南山委員)

・ 平成 18 年事業所・企業統計調査や工業統計調査との比較は行っているか。

(事務局)

・ 「経済センサス」は「事業所・企業統計調査」を見直し、新たに創設したものなので、国 も県も比較はしていない。また、工業統計調査は従業員4人以上の事業所を対象としている

- のに対し、経済センサスでは従業員 1~3 人の事業所も対象にしているので、製造品出荷額等の比較においては注意を要する。
- ・ 「平成24年経済センサス-活動調査結果」の製造業に関して、近々、国の方でまとめが公表されると思うが、この調査はちょうど確定申告時期に行われるなど何かと大変だったようだ。

議題4 その他

(1) 平成 24 年度兵庫県統計グラフコンクール実施報告

(塩出委員長)

・ H22 以降、応募数が増えた理由は何か。

(事務局)

- 参加賞として図書カード(500円)を配布するようになったからだと思われる。 また、作成に使うB2サイズの画用紙は、普通の文具店では入手するのが困難なので、希望者には提供するようにしたことや、取組みに積極的な先生が増加し、転勤があった場合でも赴任先で積極的に働きかけていただいていることなどが考えられる。
- (2) 平成24年度兵庫県統計活用セミナー実施報告

(橋本委員)

このセミナーの内容を受けて、県でも何か取り入れていく予定はあるか。

(事務局)

・ 学校の先生を対象にしたイベントは2年前から行っているところであるが、その他にもできることから何か考えていきたい。

(塩出委員長)

講師等にも結果をフィードバックすることが大事だが、何かしているのか。

(事務局)

- アンケート結果などをご報告している。
- (3)政策立案等への統計活用について

(橋本委員)

・ こうした取組はぜひ続けてほしい。予算が増えない中で続けていくための環境整備も必要である。大学では学生確保のため、学生向けサービスだけでなく、親へのサービスも充実させていく方向にある。統計への意識を高める点においても同じことが言え、いかに一般県民の統計への意識を高めるかが重要である。この資料に記載されているように、様々な視点からの分析を行い、「こんなことにも役立つのだ」といったPRをしていくことにより、ニーズを掘り起こしていくことも必要である。

(塩出委員長)

- ・ 県の財政状況は厳しい状況だと思うが、ぜひこうした取組みは継続していってもらいたい。
- ・ また、その際には行政的視点だけではなく、研究者、一般県民等も含めた幅広い層に浸透 を図るようお願いしたい。